



普通第二種免許（タクシー・ハイヤー、運転代行など）教習时限の短縮等について



道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等が令和7年6月18日に公布され、自動車教習所での普通第二種免許※1の教習が見直されたことにより、令和7年9月1日から

教習时限数が40时限→29时限に短縮※2

となりました。

※1 普通第二種免許は、運賃を受け取って送迎する旅客運送を行う際に必要となる運転免許です。

具体例として、タクシー運転手や運転代行サービス（お客様の車を運転する場合）などが挙げられます。

※2 学科・技能教習合計の最短（滞りなくスムーズに教習が進んだ場合）时限数が29时限になりました。1时限=50分間。

技能教習については、これまでの最短6日間から**最短3日間※3**で教習を終えることができるようになりました。

※3 自動車教習所のカリキュラムの組み方による最短日数です。詳しくは自動車教習所へお問合せください。

【運転免許課】

